

基安安発 1120 第 2 号
平成 30 年 11 月 20 日

一般社団法人 全国建設業協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

墜落制止用器具に係る質疑応答集について

墜落制止用器具については、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 184 号）が平成 30 年 6 月 8 日に、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 75 号）及び安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示（平成 30 年厚生労働省告示第 249 号）が平成 30 年 6 月 19 日に公布又は告示されたところであり、安全帯の規格（平成 14 年厚生労働省告示第 38 号）改正についても、平成 31 年 1 月に告示される予定です。さらに、改正法令の具体的な運用について、平成 30 年 6 月 22 日付け基発 0622 第 2 号により、ガイドラインが策定されたところです。

今般、これら法令の内容等について、質疑が多数寄せられていることから、別添のとおり質疑応答集を作成しましたので、ご参考までに送付いたします。

おって、別添と同様の内容の質疑応答集を、厚生労働省のウェブページにも掲載予定ですので、申し添えます。